

【韓国】原子力安全情報に関する法律の制定

海外立法情報課 中村 穂佳

* 2021年6月8日、原子力安全に関する情報の公開等に関して定める「原子力安全情報公開及び疎通に関する法律」が制定、公布された。公布1年後の2022年6月9日に施行される。

1 背景と経緯

韓国では、1958年3月の「原子力法」の制定、施行以降、「原子力損害賠償法」（1969年1月制定）、「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（1975年4月制定）、「韓国原子力安全技術院法」（1989年12月制定）、「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」（2003年5月制定）等の関連法が制定、施行され、改正を経ながら現在に続いている。2011年7月25日には、「原子力法」の全部改正が行われ「原子力振興法」と名称変更し、同時に「原子力安全法」、「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律」が新たに制定された¹。

近年では、脱原発政策が進められているが²、このような状況の下で、2021年6月8日に、「原子力安全情報公開及び疎通に関する法律」³が新たに制定された。この法律は、既存の原子力安全法の一部改正案⁴及び別途に提出されていた「原子力安全情報公開及び疎通に関する法律案」⁵をまとめた法案⁶が2021年5月21日に国会を通過して制定されたものである。本則全21か条及び附則2か条から成り、2022年6月9日に施行される。

2 制定法の概要

この法律において「原子力安全情報」とは、放射性物質等の使用・取扱い・貯蔵・保管・処理・排出・処分・運搬・廃棄その他の管理に関する情報、原子力利用施設についての建設・運営許可に関する情報、「生活周辺放射線安全管理法」⁷第2条第1号から第4号までに定める生

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ 藤原夏人, 菊池勇次「韓国における新しい原子力安全委員会」『外国の立法』No.252, 2012.6, pp.6-25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3497216_po_02520003.pdf?contentNo=1>

² 山口聡「原子力政策をめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.1069, 2019.10.31, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11376968_po_1069.pdf?contentNo=1>; 「[報道자료] 신고리 5·6 호기 건설재개에 대한 정부 후속조치 계획」2017.10.24, 국무조정실 국무총리비서실ウェブサイト <<https://www.opm.go.kr/opm/news/press-release.do?mode=view&articleNo=86359&srYear=2017&article.offset=10&articleLimit=10&srMonth=10>>; 「韓国政府、脱原子力などエネルギー転換政策のロードマップを閣議決定」『原子力産業新聞』2017.10.26. <<https://www.jaif.or.jp/171026-a>>

³ 「원자력안전 정보공개 및 소통에 관한 법률(법률 제 18239 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=232671&ancYd=20210608&ancNo=18239&efYd=20220609&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁴ 「[2100642] 원자력안전법 일부개정법률안(정동만의원 등 10 인)」의안정보시스템ウェブサイト <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_O2T0C0V6Q1O8M1F0V2G0P2X8F2V0H5>; 「[2102432] 원자력안전법 일부개정법률안(이상민의원 등 11 인)」同 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U210B0P7Y2V8G1F1U0D7H3V7L6F1F9>

⁵ 「[2104929] 원자력안전 정보공개 및 소통에 관한 법률안(조승래의원 등 11 인)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_W2P0L1M0Z2L8B1U7R1H9M3A0K6H7U2>

⁶ 「[2110248] 원자력안전 정보공개 및 소통에 관한 법률안(과학기술정보방송통신위원장)」同上 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_U2U1A0G4O2A0U1C5N5L3I5M6G8R8E9>

⁷ 「생활주변방사선 안전관리법(법률 제 18142 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231861&ancYd=20210420&ancNo=18142&efYd=20210721&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=>

活周辺放射線、原料物質、工程副産物及び加工製品の安全管理に関する情報、並びにその他大統領令で定める原子力の研究・開発・生産・利用等に関する情報をいう。「原子力安全情報関係機関」とは、原子力事業者、本法律第5条第1項による原子力安全情報共有センター、韓国原子力統制技術院⁸、韓国原子力安全財団⁹及び韓国原子力安全技術院¹⁰をいう。「周辺地域」とは、発電用原子炉及び関係施設が設置された地点から半径3km以上5km以内の予防的保護措置区域をいう。ただし、研究用原子炉及び関係施設の場合は、放射線非常計画区域¹¹をいう。

政府及び原子力安全情報関係機関は、保有・管理する原子力安全情報を、透明かつ迅速に公開しなければならない(第4条)。

原子力安全委員会¹²は、原子力安全情報共有センターの設置又は指定を行い、運営させることができる。この原子力安全情報共有センターは、原子力安全情報の収集・保有・管理、連携・加工・分析、公開・提供、関連政策の支援及び国内外協力、本法律第13条による原子力安全協議会の運営支援、そのほか原子力安全委員会が必要と認める事業を行う(第5条)。

原子力安全委員会は、原子力安全情報関係機関等が保有・管理する原子力安全情報を収集・連携・加工・分析することができ、学術研究振興及び原子力安全政策開発のため、これら収集・連携・加工・分析した情報を研究機関等に提供することができる(第7条)。また、原子力安全情報の公開方法を定め、告示しなければならない(第8条)。

原子力安全情報関係機関等は、「原子力安全法」第2条第8号の原子炉¹³及び同条第10号の関係施設¹⁴が位置する地域に関連した原子力安全情報を、当該地域の住民に提供しなければならない(第9条)。原子力安全委員会は、原子力事業者から原子力利用施設の障害防御措置に関する報告¹⁵を受けた場合、これを公開しなければならない(第10条)。また、周辺地域を管轄する自治体及び地域住民への原子力安全情報の公開及びこれらの者との意思疎通のため、原子力安全協議会を組織し、運営しなければならない(第13条)。

010202&ancYnChk=0#0000>

⁸ 原子力関連施設及び核物質等に関する安全措置及び輸出入統制等の業務を効率的に推進するため、「原子力安全法」第6条によって設立された法人。「원자력안전법(법률 제 18145 호)」同上 <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=231867&ancYd=20210420&ancNo=18145&efYd=20220421&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

⁹ 原子力及び放射線の安全基盤造成活動を効率的に支援するため、「原子力安全法」第7条の2によって設立された法人。同上

¹⁰ 「韓国原子力安全技術院法」によって設立された原子力安全規制に関する専門機関。「한국원자력안전기술원법(법률 제 17467 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=219401&ancYd=20200609&ancNo=17467&efYd=20201210&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹¹ 原子力施設における放射線非常事態及び放射能災難の発生時に住民保護等のために非常対策を集中的に整備する必要がある区域であって、「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法」第20条の2で定められる予防的保護措置区域及び緊急保護措置計画区域(原子力施設において放射線非常又は放射能災難が発生する場合、放射能影響評価又は環境監視結果に基づいて救護及び退避等住民に対する緊急保護措置のために定める地域)をいう。「原子力施設等の防護及び放射能防災対策法(法律第18238号)」第2条第1項第9号、第20条の2

¹² 「原子力安全委員会の設置及び運営に関する法律」第3条により設置された中央行政機関。

¹³ 核燃料物質を燃料として使用する装置であって、「原子力安全法施行令(大統領令第31824号)」第7条で定めるものを除く。「原子力安全法」第2条第8号;「원자력안전법 시행령(대통령령 제 31824 호)」국가법령정보센터ウェブサイト <<https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=233173&ancYd=20210622&ancNo=31824&efYd=20210623&nwJoYnInfo=Y&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>>

¹⁴ 原子炉の安全に係る施設であって、「原子力安全法施行令(大統領令第31824号)」第9条で定めるもの。

¹⁵ 「原子力安全法」第92条(障害防御措置及び報告)第1項「①原子力関係事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、大統領令で定めるところにより安全措置を採り、その事実を遅滞なく委員会に報告しなければならない。1.地震・火災その他災害によって原子力利用施設又は放射性物質等に危険が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき 2.原子力利用施設の故障等が発生したとき 3.放射線障害が発生したとき」